

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和 3 年度予算の執行について（依命通達）

我が国は現在、戦後最大の危機に直面している。世界で最も早く少子高齢化、人口減少が進み、労働力不足や経済的な競争力の低下が深刻な問題となっており、経済全体の趨勢が低落傾向にある。加えて、国債残高は累積 900 兆円と、既に先進諸国で最悪の水準となっている。こうした中、新型コロナウイルス感染症の直撃を受けた。

国の財政は、今回の第 3 次補正を含めた 100 兆円規模の緊急対策により、更に悪化することが確実である。昨年 12 月に公表された令和 2 年度の GDP 成長率見込は、戦後最悪の落ち込みとなるマイナス 5.2%となっている。1 月 8 日に 11 都府県を対象に発出された 2 度目の緊急事態宣言は、3 月 21 日には全て解除されたものの、依然として感染者数の下げ止まりの状態が続いている。現在進められているワクチン接種により、今後の経済活動再開の本格化が期待されているが、コロナ禍前の水準に回復するには、相当の期間を要すると予測されている。

区財政においては、元年度決算と比較して、2 年度、3 年度の 2 か年で、220 億円以上の一般財源の減収が見込まれている。かつてリーマンショックの際は、5 年間に渡り 400 億円以上の減収となったが、今回は、それを上回る減収となり、期間も長引くことが見込まれている。一方で、生活保護費など予算総額の 5 割以上を占める義務的経費は更に増加し、また、老朽施設の更新、区特有の課題である都市インフラの整備など膨大な財政需要に対応していく必要があり、財政運営はこれまで以上に、一層厳しさを増していくことが確実である。

このような厳しい状況においても、区民の生命・健康、安全・安心を守るとともに、将来にわたって持続可能な財政運営を確保しなければならない。令和 3 年度予算の執行に当たっては、次の点を基本に取り組むこととする。

- 1 区民の生命、健康、安全・安心を守る事業については最優先に執行すること。
- 2 区民生活を支える上で必要な施策は時機を逸することなく確実に実行すること。
- 3 事業実施にあたっては、事業内容について改めて点検し、最小限の経費で執行すること。
- 4 第 2 次ビジョンや公共施設等総合管理計画等に基づき、複数年度にわたって進めている事業についても、改めて事業手法の検討を行い、経費の縮減に努めること。
- 5 事業実施に伴う特定財源の確保に努めること。

各部等においては、以上の基本方針を踏まえ、区財政を取り巻く厳しい状況を職員一人ひとりに周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、最小の経費で最大の効果を上げるよう、予算の執行に万全を期せられたい。この旨、命により通達する。

記

1 歳出について

- (1) 議会の決算・予算特別委員会等における意見・要望事項や、監査指摘事項等に十分留意すること。
- (2) 他の組織、他の事業と関連する事業については、事前に関係部局と連携を図り、十分に調整を行ったうえで、効果的・効率的に執行すること。
- (3) 時間外勤務手当については、10%の配当保留を行う。予算額10%減を前提に、ワークライフバランスに留意し、業務の効率化を図り、縮減に努めること。
- (4) 施設の維持管理については建物・設備の点検を徹底し、適切な保全に努めること。また、光熱水費は定期的に使用状況を確認しながら、節減に努めること。
- (5) 投資的経費に係る事業については、同種、同規模施設の整備実績等を踏まえ、構想・設計の段階から、コスト縮減に向けた工夫を検討すること。
- (6) 補助金については、公益上の必要性や事業効果などについて不断に見直すとともに事務の適正化の徹底を図ること。

2 歳入について

- (1) 歳入欠陥を生じないよう収入の確保に万全を期し、積極的に増収に努めること。収入が予算額に達しない場合はその範囲内で支出額の調整を図るなど、他の財源に影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 区税・保険料収入は、賦課対象の的確な把握と収納率の向上および滞納の早期処理に努めること。負担の公正性の原則から区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 国、都支出金は、補助制度の積極的活用を図る観点から情報収集に努めること。制度の改廃状況に十分留意しつつ、需要に応じた補助金の確保に努めること。制度新設・変更があった場合には、関係各部課への情報提供を適切に行うこと。
- (4) 有料広告などこれまでの取組に加え、未利用区有地の活用、寄付制度の拡充など、所管自らの創意工夫のもと、自主財源の拡充に積極的に取り組むこと。

3 予算流用について

予算流用(事業間流用を含む)については、予算編成および議会審議の経過を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は厳にこれを慎むこと。

4 協議事項等

予算事務規則に定める企画部長協議事項のほか、財政運営上影響を及ぼすと思われる事案については、事前に財政課へ協議すること。契約差金等の使用にかかる事案についても同様とする。